# 一般財団法人神奈川県地域労働文化事業団定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人神奈川県地域労働文化事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川における労働者の福祉や文化に関する事業と自治体に対する総合的な 奉仕機関としての必要な事業を積極的に推進するとともに、地方自治と労働者の福祉や文化に関 する調査・研究、関係事業への助成を行うことにより、地域社会の健全な発展及び労働者の地位 の向上を図り、もって労働福祉と地方自治の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 労働者の雇用・生きがい・健康に関する相談
  - (2) 労働に関する法律相談
  - (3) 労働者の文化の向上や福祉に関する事業への援助及び寄付と助成
  - (4) 労働者の福祉に関する調査・研究及啓発普及
  - (5) 地方自治に関係する調査、研究、出版事業に対する寄付と助成
  - (6) 地域労働文化会館の管理運営
  - (7) その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神奈川県 において発行する神奈川新聞に掲載する方法による。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事

長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書 類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければな らない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に 備え置くものとする。

### 第3章 評議員

### (評議員)

第9条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

- 第 10 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である評議員の合計数は、評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

### (任期)

- 第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

## (評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、評議員会出席に際し1日当たり1人40,000円を超えない範囲で、評議

員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第4章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

## (権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

- 第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招 集を請求することができる。

### (決議)

- 第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

- 第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に 記名押印する。

#### 第5章 役員

### (役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、2名を常務理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

## (役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行 する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の 終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員の解任)

- 第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### (報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対し、理事会出席に際し1日当たり1人40,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

# (責任の免除又は限定)

- 第26条 この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部理事又は外部監事との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

# 第6章 理事会

#### (構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

## (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

- 第29条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第7章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

- 第32条 この定款は、評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。

### (解散)

第33条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

# (残余財産の帰属)

- 第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方 公共団体に贈与するものとする。
- 第35条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

# 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み 替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は佐藤潔とする。
- 4 この法人の最初の副理事長は山中悦子とする。
- 5 この法人の最初の常務理事は次に掲げる者とする。

氏	名
千葉	信夫
早坂	公幸

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

氏	名
山崎	公江
岩沢	弘秋
福島	嘉人
古郡	亘幸
武田	秀雄
三影	憲一
鈴木	政雄

7 この附則は2014年6月27日から施行する。(第33条関係)

これは、一般財団法人神奈川県地域労働文化事業団の定款に相違ありません。

一般財団法人 神奈川県地域労働文化事業団 理事長 蓼 沼 宏 幸